

水源環境保全・再生施策における県外上流域対策（山梨県）の調整状況について

1 水源環境保全・再生施策大綱・実行5か年計画の位置付け

(1) 施策大綱（第5章 県外上流域対策の推進）

当面は、相模川水系上流の山梨県と桂川・相模川流域の流域環境保全のあり方について協議を行い、上流域の森林の現況や桂川・相模川全流域の水質汚濁負荷の状況等について共同調査を実施します。その後、県外上流域の自治体等との連携により、調査結果を踏まえた具体的な森林保全対策や水質保全対策等を推進します。

(2) 実行5か年計画（10 相模川水系流域環境共同調査の実施）

①私有林現況調査・機能評価 ②水質汚濁負荷量調査 ③生活排水対策管理状況調査

2 相模川水系環境共同調査の結果

(1) 私有林（人工林）の現況調査（平成19～20年度）

	調査対象森林総面積	荒廃林面積	荒廃林の割合
合計	20,855 ha	12,337 ha	59 %

(2) 水質汚濁負荷量調査

ア 山梨県内（桂川流域）の発生汚濁負荷量・流入汚濁負荷量（平成20～21年度）（kg/日）

	BOD 生物化学的酸素要求量	COD 化学的酸素要求量	全窒素	全リン
生活系（浄化槽の排水等）	3,461	1,974	799	102
土地系（山林・田畑等）	1,238	6,046	2,430	83
湧水	0	771	2,407	187
点源系（下水処理場）	26	151	139	31
その他（産業系・観光系・畜産系）	3,586	1,454	164	40
発生汚濁負荷量 計	8,311	10,396	5,939	443
排出汚濁負荷量	8,164	10,132	5,804	437
流入汚濁負荷量	3,507	6,058	4,145	268
流入率	0.430	0.598	0.714	0.613

イ 相模湖の流入水質（平成20年度）（mg/l）

	BOD(75%値)	COD(75%値)	全窒素(年平均値)	全リン(年平均値)
境川橋	1.0	1.8	1.4	0.100
日連大橋	1.2	2.1	1.3	0.084
現在の基準値	2.0	—	—	—
類型指定見直し(案)に係る基準値	—	3.0	0.2	0.010
類型指定見直し(案)に係る暫定目標(※)	—	3.0	1.4	0.085

(※) 類型指定見直しについて

相模湖・津久井湖は、環境基本法に基づき、環境省により「河川」の環境基準が指定されているが、両湖の実態は本来、河川ではなく水が滞留する湖沼であり、現在、環境省による全国的な見直しが行われ、「湖沼」への環境基準に類型指定替えが今秋にも行われることとなっている。

この場合、両湖の環境基準にCOD、窒素、リンが指定されるが、水質の改善のための施策を講じて、一定期間内における環境基準の達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することができることとされており、両湖の場合、平成26年度までの暫定目標が設定される見込みである。

また、都道府県知事は、水質環境基準が改定された場合、遅滞なく流域別下水道整備総合計画を変更しなければならないとされており、山梨県も下流部の環境基準に窒素・リンが加わることになれば、下水処理場の事業認可を得る必要性から、相模川流域別下水道整備総合計画を改定することになるが、その時期は山梨県の判断によるため、その動向を注視する必要がある。

(3) 生活排水処理方法の実態調査（平成19年3月末現在 単位：基数）

処理区分	行政区域人口：19万人 68,000世帯				
	下水道計画区域			下水道計画区域外	
	認可区域		認可区域外		
	下水道処理区域 区域人口：67,388人 接続人口：49,592人 水洗化率：73.6%				計
汲み取り		1,630	4,677	1,097	7,404
単独処理浄化槽		7,861	9,903	4,337	22,101
合併処理浄化槽		1,706	3,836	2,805	8,347
計		11,197	18,416	8,239	37,852

3 県民会議からの次期実行5か年計画に関する意見書(H22.5.31)の概要

(1) 対象地域

相模湖等の集水域である山梨県側の県外上流域対策は、現行計画で、山梨県と共同で施策実施のための調査を行っており、その検討状況を踏まえて対象地域とすることを検討すべきです。

(2) 次期計画に盛り込む水源環境保全事業の考え方

- 県外上流域対策については、相模川水系上流域の森林の現況や水質汚濁負荷の状況等について山梨県側と共同調査を実施してきており、その調査結果を踏まえた効果的な森林保全対策や水質保全対策等が必要です。
- 県外上流域対策を実施する場合の事業の内容、事業量及び費用負担については、①神奈川県行政区域を越える区域であり、②税負担を担う神奈川県民にとって広範かつ明確な公益をもたらすべき事業であること、③山梨県の既定の計画を超えて上乘せして実施する事業であること、という見地から、費用対効果も含めて十分に検討する必要があります。
- 実施事業の効果を検証するため、場所や項目の選定等について適切なモニタリング調査をすべきです。

4 山梨県との調整状況

(1) 経緯

平成19年度（5回） 平成20年度（3回）：相模川水系環境共同調査の調査方法等について検討。
平成21年度（9回） 平成22年度（4回）：次期5か年計画の検討。

(2) 神奈川県水源環境保全税の県外上流域対策（山梨県）への充当の基本的考え方

- ①神奈川県にとっての行政課題が、山梨県が本来果たすべき役割以上に発生。
- ②山梨県の計画を超える（スピードアップする）部分へ充当。
- ③広範かつ明確な受益を神奈川県民にもたらすものであること。